(b)　アラブ首長国連邦については、
(i)　源泉徴収される租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
(iii)　その他の租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十三年五月二日にドバイで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　加茂佳彦
アラブ首長国連邦のために
　アッ・ターイル

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びアラブ首長国連邦は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第二条1(b)の規定に関し、次のことが了解される。
(a)　「所得税」は、アラブ首長国連邦又はその地方政府若しくは地方公共団体によって制定される法令に基づく個人の所得、利得又は収益に対する全ての租税を含むこと。
(b)　「法人税」は、アラブ首長国連邦又はその地方政府若しくは地方公共団体によって制定される法令に基づく法人の所得、利得又は収益に対する全ての租税を含むこと。

2　条約第四条1の規定に関し、「一方の締約国の居住者」は、一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金及び一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であって専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得又は収益の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）を含むことが了解される。さらに、アラブ首長国連邦については、「一方の締約国の居住者」は、次のものを含むが、これらに限らないことが了解される。
(a)　アラブ首長国連邦中央銀行
(b)　アブダビ投資庁
(c)　国際石油投資会社
(d)　アブダビ投資評議会
(e)　ドバイ投資公社
(f)　ムバダラ開発会社

3　条約第八条及び第十一条の規定に関し、船舶又は航空機を国際運輸に運用することに関連して一時的に預金された資金に対する利子は、その船舶又は航空機の運用による所得とみなされ、当該利子については、条約第十一条の規定が適用されないことが了解される。

4　条約第十条2の規定に関し、同条2(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。

5　条約第十三条2の規定に関し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。
(a)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場
(b)　ドバイ金融市場
(c)　アブダビ証券取引所
(d)　同条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

6　条約第十三条の規定に関し、法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分（同条2及び3に規定する株式又は同条4に規定する恒久的施設の一部を構成する財産である株式若しくは持分を除く。）の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができることが了解される。

7　条約第十三条2及び3の規定に関し、アラブ首長国連邦の一の首長国の政府が全面的に所有する機関は、アラブ首長国連邦の他の首長国の政府が全面的に所有する機関との関係において、同条2及び3に規定する特殊関係者ではないことが了解される。

8　条約第二十三条の規定に関し、同条の規定は、一方の締約国に対し、関税同盟若しくは自由貿易地域の形成により、又は全部若しくは一部が租税に関連する地域的取極であって、当該一方の締約国が当事者であるものにより、両締約国以外の国の居住者に与えられる特恵、特権その他の待遇を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

9　条約第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

10　条約の規定は、次のものによって現在又は将来認められる非課税、免税、租税の軽減、所得控除、税額控除その他の租税の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならないことが了解される。
(a)　一方の締約国が課する租税の額を決定するに当たって適用される当該一方の締約国の法令
(b)　両締約国間の他の二国間協定又は両締約国が当事国となっている多数国間協定

11　所得の支払又は取得の基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、条約の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該所得に対しては、条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

12　条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が、当該一方の締約国の領域内において行われる炭化水素の探査及び開発から生ずる所得又は利得に対する課税に関する当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の法令を適用する権利に影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十三年五月二日にドバイで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　加茂佳彦
アラブ首長国連邦のために
　アッ・ターイル

総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三